大阪市西成区告示第302号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第９条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和8年10月8日

大阪市西成区長　　稲　嶺　一　夫

本　　籍	不　詳
住　　所	不　詳
氏　　名	不　詳
年齢・性別	不　詳（推定年齢 50～70 歳位）
人相・特徴	不　明
着　　衣	黒色キャップ帽、長袖ポロシャツ、長袖ズボン、パンツ、靴下、黒色靴、腕時計
遺留金品	な　し
発見日時・場所	令和８年８月 27 日　午後０時 25 分 大阪市西成区花園北２丁目２番 15 号（空家内）
死亡日時・場所	令和８年８月上旬頃（推定） 発見場所に同じ
死　　因	縊死
処　　置	検視のうえ、小林斎場にて火葬に付す。
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（西成区役所保健福祉課）

（令和8年10月8日掲示済）